

認定番号※	人	一	学び直し支援金・専攻科支援金	令和 年 月 日	※本庁記入欄 □生活保護 □第1子 □第2子以降
<p>着色部分を記入して下さい。</p> <p>★黒のボールペンで記入して下さい (消せるペン等は使用しないで下さい)</p> <p>高校生等奨学給付金(家計急変)受給申請書</p> <p>※必須項目</p> <p>下記の4点を確認の上、左の□にレ点を付けて下さい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> この申請 内容を確認し必ず✓を入れて下さい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設施設費(自學旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の全額を即時返還します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 私は沖縄県以外の都道府県に高校生等奨学のための給付金の申請は行っておりません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 申請理由を記入して下さい</p> <p>※下記に家計急変による申請理由を記載ください。 家計急変の理由【 新型コロナの影響で母親が今年の3月に失業した】</p> <p>※該当する□にレ点を付けて下さい。</p> <p>① <input checked="" type="checkbox"/> 課税証明書・生活保護法の規定による生活保護受給証明書を提出します。</p> <p>高校生等奨学給付金の受給を申請します。</p> <p>ふりがな りゅうきゅう まつ</p> <p>申請者 氏名 琉球 マツ</p> <p>高校生等との関係 <input checked="" type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 主たる生計 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>申請者は「親権者等」を記入 (生徒名ではありません)</p> <p>親権者等が父母両方の場合は給付金を振り込む口座の通帳名義人を申請者として下さい。</p> <p>押印の必要ありません</p> <p>【対象となる高校生等について】</p> <p>ふりがな おきなわ でいご</p> <p>生徒氏名 沖縄 梶梧</p> <p>生年月日 昭和 平成 16 年 4 月 20 日</p> <p>在学する学校 名称 沖縄県 立教中学校</p> <p>所在地</p> <p>在学期間 令和 3 年 4 月 1 日 ~ 在学中 学年 1 年 在学中に給付金を受給した回数 0 回</p> <p>生徒氏名・生年月日を記入</p> <p>(過去の高等学校等における在学期間)</p> <p>入学年月日を記入 高等学校 全日 制課程</p> <p>在学期間 令和 2 年 4 月 1 日</p> <p>学校名 立</p> <p>在学期間 年 月 日</p> <p>コザ高校在学中に「奨学のための給付金」を受給した回数を記入して下さい。 不明な場合は、空けておいて下さい。</p>					

様式1-5

(1)【保護者等の収入の状況について】(該当する□にレ点を付けてください。)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)について

①	生活保護を受給しています。 <input type="checkbox"/> 生業扶助を受給していません。 ※生業扶助を受給している場合は、家計急変による給付金は受給できません。 ※生活保護証明書(様式2)証明書を添付ください。
②	<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護を受給していません。

(2)【扶養親族の状況について】(非課税世帯のみ記入してください。)

※当該世帯に生徒本人以外で扶養されている兄弟姉妹がいる場合で15歳未満の方は、記入してください。

扶養親族の状況	高校生等との関係	氏名	生年月日	学校名・職業	高校に在学中の場合は高校名を、それ以外の場合は職業を記載して下さい		
	兄	沖縄アダン	H13.1.1	大学生	<input type="checkbox"/> 通信制	<input type="checkbox"/> 通信制以外	<input type="checkbox"/> 休学中
	妹	沖縄月桃	H17.5.8	教育支援高校	<input checked="" type="checkbox"/> 通信制	<input type="checkbox"/> 通信制以外	<input type="checkbox"/> 休学中

(3)【保護者等の収入の状況について】(該当する□にレ点を付けてください。)

(2)【扶養親族の状況について】

①	<input type="checkbox"/> 親権者	親権者	親権者	○15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹(中学生を除く)がいる場合はこちらの欄に記入し、生徒本人と該当する兄弟の保険証の写しを提出して下さい。 ※国民健康保険の方は、別紙「扶養誓約書(様式6)」も提出して下さい。
②	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者	親権者	○上記に該当する兄弟姉妹がない場合は氏名欄に「なし」と記入して下さい。
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人	未成年後見人	○生活保護による生業扶助を受給している方は、記入不要です。
④	<input type="checkbox"/>	生徒本人	生徒本人	※生徒の保険証の写しを提出して下さい。 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人	生徒本人	①～⑥の該当する保護者の状況に「✓」をして下さい
⑥	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人	親権者、未成年後見人	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが未成年で住民税所得割を課税される場合の収入を得ている場合

(3)【保護者等の収入の状況】

①～⑥の該当する保護者の状況に「✓」をして下さい

(4)【保護者等について】

課税証明書等を提出する保護者の氏名を記入

ふりがな	りゅうきゅうまつ	高校生等との続柄
氏名	琉球マツ	母

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。

ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の家計急変の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の1～5は除きます。

1 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により
親権を行う児童相談所長

2 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

3 法人である未成年後見人

4 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきことと
された未成年後見人

5 その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ 家計急変に該当する場合は、保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等（確認書類）を提出してください。

ハ ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の確認書類を提出できない場合」は、④～⑥の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

ニ ①又は③に該当するときは、保護者等全員の確認書類を添付してください。

ホ ④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の確認書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

留意事項

イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。（専攻科に在学している者を除く。）

ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。